

令和元年度 第1回昭島市障害者自立支援推進協議会

議事録

1 開催日時

令和元年8月21日(水) 午後6時30分～午後9時20分

2 開催場所

昭島市役所庁議室

3 出席者（協議会委員9名）

(委員)

長瀬委員（会長）、小林委員、清水委員、田口委員

田中委員、西川委員、野島委員、深井委員、山崎委員

(欠席)

井原委員（副会長）、長谷川委員、鈴木委員

(昭島市障害者地域支援協議会委員)

三原委員長、祝副委員長

(事務局)

佐藤保健福祉部長、鈴木障害福祉課長、立川障害福祉係長、川島障害者支援担当係長

4 議事次第

1 開会

2 議題

(1) 昭島市障害者自立支援推進協議会委員名簿について【資料1】

(2) 昭島市障害者地域支援協議会の実施状況について【資料2】

(3) 昭島市障害者差別解消支援地域協議会の報告について【資料3】

(4) 昭島市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績について【資料4-1・4-2】

(5) 昭島市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標の評価等について【資料5-1・5-2・5-3・5-4】

(6) 昭島市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定におけるアンケート調査の実施について【資料6】

3 その他

4 閉会

5 説明資料

資料1 昭島市障害者自立支援推進協議会委員一覧

資料2 昭島市障害者地域支援協議会の実施状況について

資料3 昭島市障害者差別解消支援地域協議会の実施状況について

資料4-1 障害者福祉計画（平成30年度～令和2年度）の各施策における実施状況及び評価状況

資料4-2 第5期昭島市障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量と実績値の比較（活動指標）

資料5-1 第5期障害福祉計画における成果目標の評価等について

資料5-2 第1期障害児福祉計画における成果目標の評価等について

資料5-3 第5期障害福祉計画 目標等管理シート

資料5-4 第1期障害児福祉計画 目標等管理シート

資料6 第6期昭島市障害福祉計画策定におけるアンケート調査の実施について

1 開会（省略）

2 議題

（1）昭島市障害者自立支援推進協議会委員名簿について

事務局より資料1に基づき説明

質疑なし

（2）昭島市障害者地域支援協議会の実施状況について

地域支援協議会三原委員長及び祝副委員長より資料2に基づき説明

質疑なし

（3）昭島市障害者差別解消支援地域協議会の報告について

差別解消支援地域協議会三原委員長及び祝副委員長より資料3に基づき説明

三原委員

差別解消支援地域協議会では、差別解消法のパンフレットの中からピックアップをして、チラシのようなものを作成する、あるいはほかに周知方法がないかということについて協議した。次回の地域支援協議会では、市からのチラシの案と、委員の案をすり合わせる予定になっている。

西川委員

資料3裏面に記載の会議体について。「障害者総合支援法第77条第1項第3号の規定に基づき行う相談支援事業の中立・公平性を確保するため、当該事業の運営について評価し、市長に意見を述べることができる」とあるが、ここでいう相談支援事業とは何に当たるのか。市で行っている相談支援事業は、広く言えば市役所の窓口でもあるし、それから、事業者が受けているのでは、一般相談と、特定相談と大きく二つある。市の窓口はもともと公平を原則としているから、そこは問題としない。特定相談はある事業所に付属しているような相談だから中立公平を求めるのも最初から無理かもしれない。そうすると、一般相談の三つの事業所を指していると思ってよいか。中立性・公平性を評価するという場合の評価の対象を伺いたい。

事務局

障害者総合支援法に基づくものについての相談ということになるので、一般的な相談も含めて、該当すればそれはすべて相談対象になる。

西川委員

これについて、中立性・公平性の評価をこの委員会がして市長に報告することができるということだが、中立性・公平性をどのように評価するの

か。事務局のほうで、各相談支援事業所の中立性・公平性を評価していただきたい。それでこの委員会に報告していただきたい。

事務局

事務局としては、資料を揃えて市に報告いただいている。評価をするのは自立支援推進協議会ということになるので、事務局としては評価をしない。

西川委員

市は実際に評価を行っている。114の項目について市としての評価を「AA」、「A」等と評価している。それと同じで可能だと思う。

事務局

設置目的の中にこの自立支援推進協議会の権限のことが書いてあり、協議会として評価をして市長に意見を述べることが出来るとなっている。一般的な評価、例えば障害者福祉計画の評価については市のほうで調査を行い、結果を資料として示している。同じように、例えば何か疑義があり、こういった権限を行使するべきだということについてこの協議会で決まった場合、どのようにしていくかを検討していくことになる。

西川委員

それでは提案したい。この協議会からそういう動議、議題を出したい。

事務局

ここで動議なり議題を出すということであれば、文書で出していただきたい。口頭で審議することはなかなか難しい。それは調整をさせていただくので、まず各委員に、事前にこういうことで動議をしたいということで資料を用意し、それで決議をとるか、あるいは委員皆さんに同意してそういう形になるのかということを、協議会で議論していただくことになると考える。

西川委員

了解した。

(4) 昭島市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績について

事務局より資料4-1・4-2に基づき説明

山崎委員

資料4-1のNo76「障害者職場体験実習の実施」について。昨年度の会議の中で、特別支援学校の生徒だけに限らず、就労移行支援事業所や就労継続型の事業所、または、就労支援センターにおいて、就労準備の整った方などの実習の実現を依頼していたところだが、本年度、実施していただけなかったことについて、説明していただきたい。

事務局

本年度は、特別支援学校の生徒ということで青峰学園及びあきる野学園から各2名計4名体験していただいた。こちらについては、就労支援部会にご協力いただき、長年色々と議論しながら、高校生の方を受け入れさせていただいた経緯があった。現在は毎年実施しているところだが、高校生ではなくて一般の方については、もう少し準備が必要ということで、各事業所と調整をしながら進めさせていただきたいと考えている。

山崎委員

了解した。

事務局

具体的に検討していただきたいと思っている。どのようなことが出来るか、検討していただきたい。高校生とはやり方を少し変えなければならないかなという思いもある。あるいは変えなくてもいいかもしれない。そのあたりは調整をさせていただきたい。

山崎委員

昨年度の市役所での障害者雇用については身体の方のみの募集ということだったが、今後については、知的や精神の方の募集も行うというように伺っていた。そのあたりを考えても、学生だけではなく、一般の方もぜひ対象にしていただけたらと思う。

事務局

対象にするということで検討を進める。条件が決まれば、行うことが出来ると考えている。

野島委員

資料4-1のNo8「広報紙やホームページなどの活用」のところだが、

相談支援事業所に関し、市のホームページの情報の中で古いものがあり、指定障害児相談支援事業所の中に、子どものことから全く手を引いている事業所の名前も入っていたりする。それを見て電話をしても、電話が全くつながらない事業所もあったりする。載せている事業所に関しては、何年かに一度は情報を更新していただきたい。事業所によっては、「あきる野養護学校」と書いてあったりする。そういう資料もあったりするので、市のホームページに載せる限りは、精査していただきたい。

それから、パソコンの資料だと福祉の部分がすぐに出るが、携帯電話の画面だと、福祉というところにたどり着きにくい。「福祉のひろば」というところも、一度「福祉」という検索をかけないと出てこなかつたりと見づらい部分がある。ここは評価が「B」になっているので、その辺も課題と考える。担当は広報だと思うが、この資料をなるべく新しくて正確なものにしていただきたい。

相談支援事業所に関しても、相談をしてないようなところもあったりするので、その辺を確認してほしい。

事務局

ホームページについては、精査し、至急修正させていただく。広報課では全体的にホームページを見やすいようにしましょうという修正を行うよう検討している。

野島委員

テーマ検索だと福祉は入っていない。特に障害福祉は、ぱっと見てわかりたい感じがするので、その辺の工夫もお願いしたいと思う。

長瀬会長

市のホームページが古くては困る。早めに手を打っていただきたい。それは早急に広報と話し合いをしていただきたい。

西川委員

資料4-1で数項目あるので、続けて発言させていただきたい。

まず、No9「点字版・音声版の広報あきしまなどの発行」について。視覚障害者に関するところだが、評価も「AA」でとてもいい。図書館と社会福祉協議会でそれぞれ音訳ボランティアの方々がいつも研鑽しておりレベルが高い。ところが、実績のところで、「広報あきしま」の音声版を呼んでいる人が26名、「市議会だより」が20名となっている。これについては、あまり高い評価はできない。

昨日、視覚障害者の重度の手帳を持っている人を聞いたところ、1級82名、2級110名ということだった。192名もの重度の人がいるが、「市議会だより」については、その約10%、「広報あきしま」についても約13%と少ない。これは音声版を知らないがために視覚障害者のほうからアプローチ出来ないことも考えられる。利用者数を上げる努力を、市役所でも行ってほしい。

次に、No12「ガイドブックの作成・充実」。今、昭島市にガイドブックは4種類ある。精神障害者のためのガイドブックは初版と第2版があり、初版は40ページ、第2版は33ページで、現在は第3版を改訂中だと思う。知的障害者のためのガイドブックが60ページ。身体障害者のためのガイドブックが103ページ。それぞれ障害者（児）福祉ネットワークで制作しており、精神と知的については昭島市が監修して、制作し、市役所窓口で配付している。ところが、身体については、窓口で配付していない。

その理由として、市は、市役所で作った「身体障害者手帳のガイドブック」があるため身体障害者ガイドブックは配らない。身体障害者ガイドブックはホームページにあるから、ホームページを見てもらえば良いという考え方と思われる。ホームページを障害者の人がどのぐらい頼りにしているかというと、障害者福祉計画冊子の27ページにもあるように、ホームページよりも紙のほうが3倍ぐらい多い。結論から言うと、障害者（児）福祉ネットワークで作った精神と知的のガイドブックは配っていないながら身体は配らないというのは、あまりにも不公平なので、身体のガイドブックも

配っていただきたい。

次にNo77「市職員における障害のある人の雇用促進」について。市職員の雇用率1.9%というのは、昨年度第2回の協議会で取り上げた。常勤という解釈だが、契約社員、1年ごとの契約でも、これは常勤だということで、そういう人を数に入れたから1.9%になってしまって、それを入れなくて、従来の考え方でいけば2.3%ぐらいのことだった。よってその二通りで示していただきたい。

今までいわゆる正規雇用の方で計算していたが、これから先もそういう方法でも計算してほしい。

以前、「契約社員のような形をとり、1年ごとの契約でそれを継続するという形であれば知的障害者の方を雇用できる」といった話があり、それは差別だということを申し上げた。

理由として、仮に1年契約を続けていて定年まで働いたとして、その方の年金や退職金がどうなるかということを考えてほしい。市の給与制度や、退職金、あるいは定年まで働いた方の退職後の保証をきちんと出来るような雇用制度であれば、1年契約も良いと思うが、そういうものが保証されない限り、「知的障害者も雇用出来る」とは言えないと思う。これもすぐに答えが出ないので、課題として申し上げたい。雇用率が2.5%になって、1.9から0.6足すためにどうするのか、市としてまだ決まっていないと思う。それも含めて、どのようにして2.5%にしようと考えているのか、お答えいただきたい。

次にNo108「学校避難所支援体制の整備」について。これは、評価の問題ではない。「一次避難所となる学校避難所」という文章そのものに問題がある。今回は訂正しなくとも良いが、次期障害者福祉計画にこの文言があるとしたら、学校避難所のところの「一次避難所となる」という文言を削除していただきたい。二次避難所があるから一次避難所がある。前回の協議会のときに「重度の方がいる場合どうしたら良いか」という質問に対し、「あいぽっくではなく学校避難所へ行ってください」と事務局で答えていた。市の考えは学校避難所が第一次で、あいぽっくは第二次のことだった。確かに現在の昭島市の地域防災計画はそうなっているが、内閣府のほうを見ると「福祉避難所」という言葉が出て、内閣府は「一次」「二次」とは言っていない。「一次」「二次」というのは、各自治体に、そういうなごりをそのまま存続させてしまったため、二次避難所イコール福祉避難所と解釈している。

二次避難所と福祉避難所がどう違うかというのを細かく見ると、二次避難所に行けるのは要援護者、要支援者。お年寄り、障害者、妊婦、乳幼児等、そういう人たちに限られていて、「家族は二次避難所には入れない」と書いてある。ところが福祉避難所になると、家族も入って良いとなる。家族がなぜ入って良いかというと、介護・看護のスタッフだからである。昔の二次避難所というのはそういうことを想定してなくて、入り口で「あなたは健康だから駄目ですよ」といって障害者だけ入れようとしたため問題が起った。福祉避難所というのは家族も入れる。つまり二次避難所と福祉避難所はイコールではない。それをイコールとするのも矛盾がある。昭島市の地域防災計画を変更してほしい。

次にNo111「バリアフリー推進計画の策定」について。第1期から第4期まで、「バリアフリー基本計画」という言葉がずっとあった。「バリアフリー基本計画を策定します」というのが1期、2期。3期、4期は、「策定を検討します」というふうにちょっと後退した。第5期では、「バリアフリー基本計画」という言葉すら消えてしまった。おそらく現在も基本計画はないと思う。基本計画なしでも推進することは出来ることは思うが、や

はり原則に戻ってバリアフリー基本計画を作つて、さらに推進を検討するではなくて、きちんと進めていただきたいと思う。

事務局

答えられる範囲で回答したい。No 9は広報課の内容になっているが、確かに人数的に少ないので、こちらについては今後、広報課と調整・検討をしていきたい。議会事務局についても、同じく少ないというところの評価について、もう一度確認させていただく。

次にNo12のガイドブックについて、身体障害者のガイドブックが窓口にないということだが、今そちらのほうが確かに渡しできる形ではない。在庫はあるのだが、内容的に古くなっているところもあると思うので、再度確認しないとお渡しできない状況になっている。今後それをどのようにするかについては、検討させていただきたい。

長瀬会長

要望としては、古いものでも渡してほしいということと思うが、それはどうなのか。

事務局

在庫はあるので、お渡しはできる。

長瀬会長

古い内容でお渡ししていいのか。

事務局

中身を確認した上で、お渡しすることになる。

西川委員

ページ数については、昭島市以外の自治体も見たが、各自治体、大体100ページを超えており、しかも、身体、知的、精神を含めて100ページ。昭島はそれらを含めると200ページになる。内容的に昭島は2倍あるということになる。しかも他の自治体は、業者に頼んで装丁のしっかりしたものをお渡ししているが、昭島は、昭島市役所にある印刷機で、市の紙で印刷し、予算を節約している。それをわれわれが内容づくりから協力している。窓口で配ることを前提に皆さん作っていた。確かに内容が古いことは分かるが、それは知的も精神も同じである。皆さん、今、改訂作業をやっている。

事務局

配るかどうかは確認して対応する。

障害者の雇用率についてのご意見だが、基本的には、今後とも採用試験をやっていく中で、当然、身体障害に限定した採用を行わない、と担当課である職員課は言っている。ただし、市役所に勤める方々の職種について来年度大きく変更になる予定で、会計年度任用職員制度という新しい制度が始まる。そうすると、その制度の中でも、例えば障害者の雇用を考えていかなければならなくなるので、全員が全員、正規職員ということではないと考えている。また、例えばそういった方については、ボーナスも出し、一定時間以上働く場合については、社会保険にも入るので、年金制度も当然出てくるような形になる。そういう制度の中で法定雇用率は是非とも確保していきたい。そういう方針を、総務部門ではとっている。

現在、地域防災計画の修正を、おそらく2年ぐらいかけてやるという形になっている。一次避難所の件だが、一次避難所はどのようにするかというのは昭島市の問題であり、国が一次避難所はこうである、という限定をしているものではないと理解している。

福祉避難所をどのように位置づけるか等、そういう話も防災計画の中では考えいかなければいけないが、今一番の問題は福祉避難所を設営したときに介護者がいないということが問題なので、もし家族の方が、一緒にそこで避難をするなかで介護ができるようであるならば、それはそういった方式になろうかと思う。

本年度から2年間で修正なので、どういう形になるかはまだ今後の検討になると思うが、担当としては、そのような発言はしていく考えでいる。

西川委員

補足だが、例えば昭島市でも以前の大雨のときに崖崩れの恐れがあり、大神会館と玉川会館を開いた。あれは規定では二次避難所である。ただ実際には、二次も一次もない。先にそういうところを開くということを既に

やっている。従って一次、二次ということが、現実は無効になっている。

もう一つ、事務局は介護スタッフがいるかいないかが大事であると言つたが、以前利用者があいぽっくではなくて清泉中学校へ行ったら、介護スタッフがなおいなかった。そういう意味で、「学校へ行ってくれ」というのは、違うと考える。

事務局

あいぽっくに来ても介護者はいない。一次避難所にまずは避難をして、そこから二次避難所を立ち上げる。なぜなら二次避難所を立ち上げるときには、基本的には東京都が中心になって介護者が介護の応援に来てくれるという計画になっているからである。発災直後はそういった介護よりも、まず自分の体を守るということが大切なので、まず一次避難所に避難してくださいというお話をしている。

その介護の必要な方はそこでずっと暮らしてください、ということではないので、あいぽっくに来てもらっても対応がとれない。なぜなら市の方では、対策本部が市役所に出来るし、情報伝達をしなければならない、医療救護所を作らなければならない、そういう中で避難者が来られても、おそらくは対応できないので、対応ができる避難所として位置づけている一次避難所の方へまずは避難をしてくださいという考え方を伝えたのだと思う。

続いてバリアフリーの関係について。バリアフリー計画については、バリアフリー推進計画というものがあって、国にももちろんその考え方はあるが、都市計画と結び付いて、ある程度地域の再開発をするときにバリアフリーを盛り込みましょうという非常に大きな計画がある。

昭島市としては、今後、再開発をやるというようなところは、直近ではない。ある程度年数がたたないと、おそらくないと思うので、そのような計画を立てる可能性はないと考える。

そこで考え方を変えて、バリアフリーの基本方針、そういうものを昭島市として策定をした。その計画については、地域福祉計画の中に、バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針という形で位置づけているので、それを基に昭島市はバリアフリーを進めていくという形になっている。

その回答は全く承服できない。介護スタッフが昭島市以外から来る応援を最初から頼んでいる。何日後になるのか。外部から来る人を前提に考えている。

西川委員

事前の計画はあるので、発災直後から集まる。どのように集まるかということについては、交通事情や災害の状況によっても違うと思うが、そういった応援が来ることにはなっている。

もう一つ、市では避難所の設置に関して、例えば市内の事業所と協定等も結んでいるので、そういったところで何名かの方は当然受け入れができると思う。

そういうことをやりながら進めていかないと、大規模災害となると近隣一帯が災害になるので、市単独で介護者を抱えるということはまず不可能だと思う。そういった応援がなければおそらくは成り立たないと考えている。

西川委員

昭島市の地域防災計画をよく見てほしい。学校避難所は学校避難所運営委員会が即刻集まる。運営委員を、地元自治会を中心によつた。私はその委員会にも入っていたので、「会館避難所のほうの運営も自治会にお願いしなくていいのか」と話したが、「昭島市の地域防災計画では、会館やセンターは市の職員がやる」とはっきり規定されている。よそから来れる人がやるのでない。

事務局

昭島市は会館のところの避難所を二次避難所として位置づけてない。高齢者福祉センターと、あいぽっくだけである。地域防災計画にも書いてあ

る。福祉避難所は三つの高齢者福祉センターと、あいぽっく、この4カ所である。

西川委員

事務局

西川委員

事務局

西川委員

事務局

西川委員

事務局

西川委員

事務局

西川委員

田中委員

会館避難所はどうなのか。

会館避難所に介護が必要な人が来るという想定はしていない。

会館避難所が想定しているのは、「集団生活になじまない人は会館避難所」と書いてある。

その場合は、その会館が二次避難所になる。福祉避難所は今4カ所設置しているが、それだけでいいということは書いていない。そうなると、そこには介護職を配置しなければならない。市の職員に介護の出来る人が何人いるかということも当然考えていかなければいけない。

会館避難所に来る人を想定しているのは、自閉症や、精神障害、認知症等、そういう学校避難所で集団生活ができない人を会館と指定している。そこは別に介護職はいなくても良い。管理者がいれば良い。

この場は地域防災計画の話をする場ではないので、別途話をしたい。

地域防災計画に書いてないことは、言っていない。地域防災計画に書いてある。その地域防災計画に基づいて、市は防災を行う。地域防災計画の問題は別のところで話したい。

そうなった際は、福祉避難所はあいぽっくの職員が開くべきである。高齢者福祉センターは、松原町の高齢者福祉センターの職員が開く。それが市の防災計画なのだから、そこを踏まえてほしい。

災害が起きたときの市の職員の体制というのは、発災時の対応班に分かれる。つまり、高齢者福祉センターをやっているところだけで対応する訳ではない。

管理者も、例えば3カ所管理者を置かなければならないが、今は介護福祉課長1人だけなので、次の管理者を置かなければいけない。そうすると今の平常時の組織で防災対応は出来ないが、発災時の防災対応をするための組織計画が出来ているので、それに基づいて行われる。

市の認識は理解した。バリアフリーについて、基本方針と基本計画は全然違う。方針があると言っても、方針は計画ではない。

基本方針だったり、取り組みの考え方だったり、市のやり方をどういう形にするか、それをまず基本的に位置づける。そしてそれに基づいて行うというのが昭島市の考え方である。特に計画とは名付けていないが、これは計画である。

具体的なことはまた別の場でお聞きしたい。

幾つかにまたがることになるが、No48「居宅介護」やNo56「短期入所」等、基本的にサービスの見込量のあるものは評価がすべて「A」になっている。事業として、サービスとして実施しているということになると、すべて、法令に基づく事業で有効ということにはなるのかと思われる。

しかし、例えば居宅介護に関して言えば、現在ヘルパーの数が少なく、それに対して地域の課題と考えて、取り組みをしましょうということをしていたりする。そういうものが、ここには反映されず、課題が非常に見えにくくなっている。

短期入所に関しても、地域生活支援拠点では、面的整備の前に短期入所が少ないので先に整備をする必要があるという話が出てきているが、短期入所は計画の実施状況の評価でいえば「A」評価になっている。評価を見ると有効という認識になってしまふのだが、実際は優先事項が高くて大きい課題があるにもかかわらず、そういうものが見えなくなってしまっていると感じた。

もちろん、サービスを受けている方がいて、そのサービスに対しては有効として考えてもいいと思うが、やはりサービス量が足りなかつたり、サ

ービスの質としてどうなのかというところを課題として見ていく必要があると思う。

相談支援もそうだが、実施は当然たくさん行っていて、件数もたくさんあるということはよくわかる。数字からだと当然よく分かるが、そういう部分を市としてどう考えていくのかということだったり、評価として我々はどう考えていったらしいかという部分を少し疑問に思ったので市の考えを伺いたい。

**長瀬会長
事務局**

市の考えはいかがか。

田中委員がおっしゃるとおり、「B」と「A」ということで、有効の中の違いというか、そこが分かりづらいというご指摘だと思う。法令に基づいて行っている事業が「A」、法令に基づかない任意の事業が「AA」になっている。「B」については、概ね有効ということで「B」がついているのだが、その評価の仕方に対しても、明確な違いということが分かりづらくなっているところはあると思う。

長瀬委員長

課題を書く欄があるので、その課題が載ってないということではないのか。

**田中委員
事務局**

計画の見込量を考慮する中で、という書き方になってしまっており、そうすると、ただ実施されていれば評価は「A」となっている。

いろいろな課題があるということで、皆で話し合った。次年度に向けた課題の中に、その課題が盛り込まれてもいいのではないかという意見と理解した。

**田中委員
事務局
野島委員
事務局
事務局
野島委員
事務局
事務局**

もちろんこれ自体は駄目ではないが、それに個別の課題があるといいのかなと思う。

確かに課題が書かれてないところがあるので、各課と検討する。

No40「児童発達支援センターの整備」の「方向性や実施上の課題」のところに、「(仮称) 発達・教育総合相談窓口の設置に伴い」とあるが、この相談窓口というのは、障害の相談窓口とは全く別なものになるのか。ホエール自体は障害児の窓口だが。

**野島委員
事務局**

障害児の相談窓口となっている。

教育総合相談窓口はホエールにできるのか。

教育福祉総合センターに相談窓口ができて、教育と児童の障害の問題と総合的に一つの窓口で受けられるようにするというようなイメージである。

それは、基幹型というか、大きな意味での相談窓口になるのか。障害児の相談も、子育ての相談も、学校の問題もそこでとりあえずは受けるというイメージか。

障害福祉課が直接担当してないので、そこまではお答えできない。具体的にはまだどういうものができるのかという話は聞いていないが、教育に関することと、障害に関することを総合的に一つの窓口で受けると思う。当然、障害に応じて、学校に上がるときにはそういう相談をしなければいけないという部分もあるし、あるいは教育相談所も同じ建物に入るので、そういう中で総合的な相談を受けるということになると思う。

ただ、子育てのほうの相談になると、あいぽっくのほうに包括支援センターがあるので、どちらで相談されてももちろん構わないが、相談を中心に行っているところにつなぐという形になると思う。

**野島委員
事務局**

ホエールの事業をどこが引き受けるのかということは、まだ決まってはいないのか。

学校のほうは、今、そういった事業をやっている担当の部署がこちらへ移るというようには聞いているが、まだどうなるか分からぬ。相談支援については専門家がやることだけは聞いているが、市が雇用するの

か、あるいは、ホエールを運営する法人にお願いするのかというところまでは確認がとれていない。

野島委員

了解した。もう一点、事業者の情報だが、昭島市以外の施設の情報を載せることは出来るのか。昭島市は、ショートステイにしても、昭島市以外でショートステイしている方がたくさんいる。そのような方は、保護者が探してきている。就労継続支援A型は評価「A」となっているが、A型は昭島市内にない。多分他市で利用されている方がいるから評価が「A」になっていると思うので、少し分かりにくくなってしまっている。そういう他市の情報は載せることができるのか。

事務局

基本的に市内の事業所を載せているが、東京都のホームページを見ると他市の状況とかも見られるので、今のところは市内のということになっている。

野島委員

昭島市の中の施設はとても限られているので、ほとんどのお子さんが昭島市以外のところを使っている。窓口で教えてもらったり出来るのか。

それは可能である。他市の情報については、検討させていただく。

資料4-1のNo78「障害のある人の雇用促進」と、No.79「障害のある人の職域の拡大」について。こここのところで、「企業に対し、障害のある人の雇用促進を啓発した」とあるが、結果、それがあまり結び付いてない感じがする。No79で「連携は行っているが、具体的な取り組みの実施までには至っていない」とあるが、本年度はどのようなことを考えているのか伺いたい。企業への就労が、昭島市はないと感じている。

事務局

いろいろと機会を捉えて取り組みをしたり、話を聞いたりしているところだが、なかなか積極的な企業が昭島市には少ないという状況である。

産業活性課の中で何ができるかというと、産業振興の話になり、なかなか福祉にまで目を向けていただけない。自分のところの運営だけで手いっぱい、というような事業所さんも正直いらっしゃる。そういう話を聞かないので、何をやっていくかというと、やはりこまめに情報を提供しながら話をさせていただいて、なんとか理解をしていただくということがまず一番だと考える。そのためには、まず法定雇用率を守ってくださいという話を是非ともていきたい。

その部分では、市民部とは意見は一致しているが、次の取り決めの仕方で、「障害者雇用率のことで集まってください」と言っても集まってくれらないというところが実はある。例えば税制が変わった等の話だと、皆さん担当者が来ていただきやすいのだが、その辺は少し苦慮しているところである。なんとか工夫しながら、引き続き継続していくしかないと考えている。

田口委員

具体的に何かを決めていかないと、ずっとこのような状態だと思う。企業で、例えば独自で何人か雇っているというところも、もしかしたらあるかもしれない。それを増やしていくとか、そういう方に結び付けるようにしてほしい。今後ずっと啓発していくても駄目ならば、他のことを考えないと増えてはいかないと思う。

事務局

どのようなことが出来るかということに関し、今の考えとしては、アンケートをまず行って、関心があるようなところにはお話を聞く、といったことを考えてはいるが、なかなかその取り組みが出来ていないという状況ではある。産業活性課の方も、人数も少ないので手が回らないというのが正直なところだと思うので、連携をしながらやっていくしかないと考えているところである。

確かに、ただ集まりの中で資料を配ってくださいだけでは先行きがないので、なんとか次のアクションを考えていきたいと思う。

田口委員

雇うまでにいかないという理由があるはずなので、そのところをクリ

アしていかないと、そちらに結び付かないのかなと思う。よろしくお願ひします。

長瀬会長
田口委員

事務局

具体的なご提案はあるか。

例えばトライアル雇用をやるというのもあるが、市のほうで、高校生の実習をするというのも、雇用することが前提のことなのか、それとも市役所のほうで体験実習のみ行わせるという感じか。

基本的な考え方は体験実習である。高校生がこれから就労活動を続けるうえで良い経験になるようにということで始めたのが最初の取り組みである。

ただ、今後についてどうしていこうかというと、今、法定雇用率もなかなか厳しい状況になっている中では、いろいろな形で雇用も考えていかなければいけない。

そうすると、次のステップの中では、成人の方に体験をしていただき、そのまま、例えばトライアル雇用、ただし、試験を受けて受かっていただかないと正規職員にはなれないが、そういう形で雇用につなげていくといったことも、やり方としてはあると思う。

職員課のほうもいろいろなやり方を考えているので、それに合わせて我々も、連携してやっていこうという状況になっている。

あまり積極的ではない話だが、やむを得ないと思う。相手のあることなので、なかなか難しい。

すごく難しい問題だと思うが、ずっとそのままになっている。

そのままではなくて、私どもも就労活動に苦労されている方々が大勢いるので、いろいろなアプローチをして雇用していただくようにお願いはするのだが、企業の論理といったような壁にぶつかってしまう。

昭島市はハローワーク立川が管轄になるわけだが、9市がハローワーク立川の管轄になっていて、昭島市だけのデータは個別には出ない。ハローワーク立川としてのデータはあって、ハローワーク立川の雇用率はいろいろ出てくるが、今まで聞いている中では昭島市だけの独自のデータはおそらく出てこないはずだ。よって昭島市だけに特化したデータというのは、難しいと思う。

それと、雇用率は国が設定しており、ハローワークの雇用指導室というところで、担当の方から、雇用率が低いところに関しては、1社ずつ訪問して働き掛けを行い、状況が悪いところについては指導が入ることで取り組んでいる状況なので、そこに昭島市が入り込むというのは難しいと思う。

ただ今回、昭島市が委託した図書館業務である図書館流通センターは、特に雇用率が未達成ということではなかったものの、市内の障害者を雇用していただきたいということに関しては、きちんと雇用率をカウント出来る方を雇用されたことを見ると、市の働き掛けがあったということだと理解している。市が全く努力していないということではないと理解している。

東大和市では障害者職場体験実習事業というのがあり、小規模な事業所に行って体験してみるといったことをやっているらしい。それは市の取り組みでやっていると聞いた。いろいろなものが他の市にもあると思う。やっていないとは思ってないが、何か具体的な策があればいいと思って伺った。

我々の法人でも就労移行支援事業をやっているが、そういう中で感じることとして、例えば企業に何かお話を聞きたいとか、何かあったときに窓口になってくれる方とかいうのが見えにくい。多分、企業側からしても、例えば障害者を雇用したいと思っても、どこが窓口になるのかというのが分かりにくくいうのがあるので、そこもハードルとしてあるのかなと思

長瀬会長
田口委員
長瀬会長

山崎委員

田口委員

田中委員

う。機会があれば、そういうご紹介というか、つなぐような機会とかあると、多少可能性が広がってくるのではないかと思う。

事務局

色々なことを考えているところで、市内の企業に体験をやっていただけないかとか、あるいはマッチングの場をコーディネートするような場所が出来ないかということも含めて、どういうことが出来るかというのを検討させていただきたいと思う。

清水委員

No66「紙おむつ支給事業」のところだが、実績のところで、支給対象者数が3人で、評価が「AA」となっている。支給対象者が3人だったということは、該当者自体があまりいないということか。紙おむつ支給事業自体、重度の障害のある成人に限定なのか。

議会でも出ていたと思うが、現在、重度の障害児の中で、中途障害の方にはおむつが支給がされてない。子どもの場合、3歳未満はもちろん共通して支給がないと思うが、3歳を超えても障害があるために常時紙おむつが必要な場合に、高齢者でないという理由でおむつの支給がされないというのは、なぜか。利用している方もおそらく分からぬと思う。

事務局

紙おむつの支給事業だが、紙おむつ支給は2種類あり、日常生活用具給付等事業での紙おむつと、紙おむつ支給事業でのものがある。後者については、高齢者の寝たきりの方が対象ということで、平成15年3月31日に廃止されたことに伴って、廃止時に受けていた方に対して引き続き支給するという経過的な措置なので、これ以上、人が増えるということはない。その制度を使っていた方のために、今、経過的に支給しているという意味で「AA」になっている。

清水委員
事務局
清水委員

廃止された方に対して限定しての支給事業ということか。

そういうことになる。

それ以外のおむつの支給に関しては、日常生活用具の方に入っているということか。

事務局

条件があり、先天性で障害をお持ちになっているとか、あと条件はあるが、それに当てはまると支給になる。それも現在見直しを検討しているところである。

清水委員
事務局
清水委員

その辺は、こここの表の中に反映されてはこない。

日常生活用具給付等事業の中に含まれてくることになる。

実施される方向で検討されているのかもしれないが、実際のところ、これは障害者総合支援法に基づいていて、児童福祉法は該当しないというよう受け取れる。現実に今、重度の障害のある子どもで、3歳を超えてからも常時おむつが必要で、まして小学生くらいの大きさになってくると、おむつもかなり大きいものになってくるので、経済的な負担はかなり大きいと思う。そこら辺が、この日常生活用具給付等事業の中で現在検討が進んでいて、前向きに改善が図られるのだとしたら、具体的なところで何かわかるような表示がほしいと思う。

事務局

現在、日常生活用具給付等事業でおむつ支給の対象となっているのは、先天性の重度障害という形になっていて、後天的なものは今のところ昭島市では対象になっていない。が、後天性の障害でおむつが必要な方もいらっしゃるので、後天的なものも含めましょうという見直しを今年度中に行う予定である。

深井委員

No108「学校避難所支援体制の整備」について。「平成31年度に向けての方向性や実施上の課題」のところで、「障害者団体からの参加を図る」とあるが、発足当時21カ所か20カ所あり、全てのところに各団体が埋めていったが、実態としては現在、5、6人しか行けていない状態である。出でみると、本当に障害の話はこちらが言わなければ出てこないといった雰囲気の中で会が流れている。その部分をもう少し考え方直して、障害がある

人への配慮の出来る人というのは、昭島市にも大勢いるので、事業所の人や、理解のある人にも協力いただいて、必ず全部に行けるような状態を作るようにしていけないものかと思う。

実際、例えばこの避難所の話というのは夜に行われる。そうすると、足元の危ない人等は行けないというケースも多い。だから昼にしろという意味ではないが、それに負けないような理解のある人もそういうところに入れて、参加出来るような形を作つただけないものかなと思う。

事務局

防災の件に関しては、当事者部会の話も聞く中で、以前からだんだん人が少なくなつて、全部の委員会のほうには、その当事者の方が入つていないうことは確認をさせてもらつてゐる。それをなんとか行けるような形にするために、防災課と協議して行つてゐる会場や時間、場所等を、もう一度こちらでも確認し、どの程度出来るかというところを話し合つていきたいと思っている。

**長瀬会長
深井委員**

市のほうで障害に理解のある人を探すのは大変なのか。

そんなことないと思う。いろいろな事業所があり、そういう中で介護している人もいっぱいいるので、そういった人の力を借りてもいいのではないかと思う。

そういう人にこの運営委員会に出てもらわなければいけないということか。

そういうことである。

今の深井委員のご意見は、防災課のほうにつないで、検討していただくようにする。

自治連は自治会長の集まりだと思うが、そのような年齢の高い方達、地元に顔の利くような方達に啓蒙をお願いしたい。障害のある方というとちょっと分かりにくいかもしれないが、寝たきりの高齢者であるとか、身近に助けが必要な人という観点で話をして、助けてあげられる人が増えるように話をしていただきたい。

自治会等に出ていると、そういう話にはならない。なので、自治連に出ている、自治会長の集まりとかに顔を出していただき、障害のある方、要援護者のことを柱として考えてきちんと運営をしていくような啓蒙活動が必要だと思う。

今の発言は分かるが、自治連の会議は幾つもある。自治会長の会議が時々行われている。そこに市の職員が行って話をするのか。

市の障害福祉課の方が自治連の方と話をして、勉強会を開くのもいいと思う。自治連の方の勉強会のようなものを開催してはどうかと思う。

自治連とは、避難行動要支援者の名簿の取り扱いなど、協議を2年以上行つてゐるので、どういったことが必要かというような情報は、少しほいっているのかなと思う。

ただ、障害者にどのように接したらいいかとか、いざというとき、あるいは日常からどういうふうに触れ合つたり、交流を深めたりということをしたらいいのかということの情報提供はまだまだ足りないと思っている。

そのようなことをするのは障害福祉課の職員がいいのか、あるいは、もっと基本的にスキルのある、例えば作業所のベテランの方にお願いするといったことも含めて、どのようなことが出来るかということは、事前に調整をしなくてはいけないと考えている。

先ほどのNo108「学校避難所支援体制の整備」について。まず自分の身を守るというところで、一次避難所に逃げる、という部分はわかるが、障害を持った方と一緒にいる家族もそうだし、事業所もそうだが、障害のある方を置いていくことはないし、障害者一人だけで逃げるわけではないので、介助の手はあると思う。障害者の方が逃げるときに一緒に行く訳なの

長瀬会長

**深井委員
事務局**

野島委員

長瀬会長

野島委員

事務局

清水委員

で、介助の手があるということも考慮に入れてほしい。ただ、場所はやはり必要なので、介助の手がないからということではなく、まず行って、そこでなんとか命をつなぐために必要な電気系統や温度調節がきちんと出来るような場所に行かなければならない。介助の手がないということはあまり問題にならないと考える。

事務局

確かに一次避難所のところには教室があるので、その教室を利用して、そういう方々を一次避難させようという考え方はあるが、そこで問題になるのは電気と冷房である。そこら辺が確保出来ないとなかなか厳しいと思う。

非常電源とかもあるが、さすがに冷房は非常電源では厳しいので、例えば夏場だったりした場合はどうするのか。冬、暖房は石油ストーブがあれば何とかなるが、なかなか冷房は厳しい。

昭島市の場合、今後3年間で学校の体育館は全て冷房が入る。ある意味大勢が入ると、それが効くかどうかという話も当然出てくるが、パーテーションで区切って生活が出来るようなら、ある程度の期間は大丈夫かなと思う。

ただ、そういうところではなくて少し配慮が必要で、個別の道具が必要になると、教室が使えばいいが、使えないとなると、それは当然どこかを確保していかなければいけなくなる。そのときに24時間家族の方が介護出来るか、あるいは、介護する人がいないということも考えられる。独り暮らしの方もいらっしゃる。そういう意味では、介護をする方の確保はやっぱり一つの課題になることは事実だが、介護する人がいないからそういうことをやらないのではなくて、その施設ごとで、避難していただいた中では出来る限りのことをやりながら、そこで生活出来ない人を二次避難所へ移して対応していきましょうというのが基本的な考え方になる。

清水委員

医療ケアの必要な方も含めて、少し現状を調査してほしい。車いすに乗っている方も、車いすに30分以上乗っていると呼吸数が上がったり、酸素量がぐっと減ってくる方もいる。したがって車いすに乗っているからどうにか出来るかではなくて、スペースの確保とともに含めてそういうことが必要になってくる。そこが全部命そのものに直結してくるので、その辺の視点も含めて、検討の課題に含めていただけたらなと思う。

事務局

課題の中にある、「障害のある人にも配慮した」というところは、もちろんそういうことも含めて検討をしていただく形になるとを考えている。防災課には今の話を伝えて、そういうことにも対応していただくように念を押していきたいと思う。

小林委員

災害時の個別支援計画を策定することになっているかと思う。保健所では、今、難病の方をメインに、また重症心身障害の方等もそうだが、災害時個別支援計画について人工呼吸器を付けている人についても一緒に作成させてくださいということでお願いしているが、なかなか進んでいかない現状があると伺っている。

実際に人工呼吸器を付けて在宅にいる人は少ないかもしれないが、災害時個別支援計画を策定してほしいと思っている。可能なのか伺いたい。

事務局

担当は福祉部門の福祉総務課で行っている。計画としては、当然、個別支援計画を作る計画がある。一度に出来ることは考えていないので、おそらく優先順位を決めながらやっていくことになろうかと思うが、今のところ具体的な開始状況や、どういう形でやっていくかという調査を来年度実施するという考え方になっている。

そのような計画を作る場合は、当然、関係機関と連携をしていかないとなかなか難しいので、その際には、ぜひ連携してやっていきたいと考えている。

計画としてはあるが、具体的にどのような計画にするかというのは、それぞれ自治体で考えることとなっている。概要的な部分しか考えてない計画もあれば、かなり詳しく書く計画もあり、昭島市でどういうものがいいのかというのを検討中という状況である。

小林委員
事務局

来年度の調査というのは、何の調査か。

正直なところ、まだ名簿の配付も終了していない。自治会で協議中である。避難行動要支援者名簿の策定は終わっているが、まだ協議が整っていないので自治会には配れない状況である。よって、まずは全体的な計画をやり、それから個別の計画になる。そうすると、当然、個別計画の方も検討しなければならないというのが昭島市の状況である。

西川委員

全体計画と個別計画の関係だが、全体計画は市が義務となっている。個別計画は義務ではなくて任意である。義務としての全体計画がまだ出来ていない。が、個別計画は進んでいる。逆転している。

小林委員

その中で、人工呼吸器を付けている方については少し専門的な計画を立てる必要が出てくるので、保健所も協力させていただいているが、そのところが、なかなか具体的に進んでいかないと、現場で感じている。その辺は、この中でどのように盛り込まれてくるのかなというのを今伺った。

西川委員

その辺については、特に重度の方の個別計画が大事だと思う。そこについては、今どうなっているのか私も具体的には把握していない。のような人工呼吸器を使っている方や、体温調節機能がなくなった方、本当にリスクのある方、そういう方の個別計画は、優先してしっかりしたものを作らなければいけないと思う。

(5) 昭島市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標の評価等について

事務局より資料5-1・5-2・5-3・5-4に基づき説明

清水委員

資料5-2「第1期障害児福祉計画における成果目標の評価等について」の(3)のところと、資料5-4「第1期障害児福祉計画 目標等管理シート」の「平成32年度末までの目標」の③「重症心身障害児の支援体制の整備」のところについて。まず「障害児支援の提供体制の整備等」の中の、(1)と(2)、(4)については、昭島市が取り組んでいる事業の中での課題や取組が具体的に分かるが、(3)については、目標値である「1か所以上の設置」というのは、市が行っていることではない。実際に、「身近な地域で支援を受けることができるよう努める」というところでは、利用する子ども達がこの事業所を利用出来るように受給者証の発行等を行うということになると思う。ここだけが唯一市の取組ではない。もともと一ヵ所以上設置しなければならないというのがある。なので、もう少し具体的に、市とこの事業所間でどのように連携をとっていくかとか、市の中でどのような位置づけでやっていくのか議論の必要がある。継続性がないと困るので、継続していくうえで、どうやって良いサービスを受けることが出来るようにするのか、具体的な話し合いの場を持ちたいと提案しているが、まだ実現はできていない。重症児の子どもたちの理解も含めて、もう少し事業所と市の話し合いの場があるといいと感じている。

ここに記載するからには、市がどういう課題を持って一緒にやっていくうとしているのかを具体的に掲示してほしいと思うので、その辺をもう少し課題の中で記載してほしい。資料5-4のところも同じようなことが書かれているが、今後の目標として、その辺の連携の仕方なども具体化して

事務局

いっていただきたいと思う。

事業所との話し合いの場はまだ設置してないので、まずそこから始めさせていただくということで、今後のことについては相談していきたいと思う。

野島委員

個別に始めた事業を、市が行ったような印象で書かれているように感じる。この記載では市が設置したように感じるが、そうではない。ひよこ教室にしても、市が全面的にバックアップしている感じになるが、そうではないと思う。

長瀬会長

記載の仕方だと思う。今度は市のほうが謙虚になったほうがいいかなと思う。そのような印象を与えないほうが良いと思う。複数の方がそういう印象を持っておられるので。

田中委員

一つ目は、資料5-1の4「福祉施設から一般就労への移行等」の評価について。1とかもうなのかなと思うが、私どもは就労移行もやっている事業所なので、こちらを例で挙げる。各事業所の取り組みの結果がここに書かれているということで、資料を見れば分かるかと思うが、市がこれを基本指針の目標として定めているというのであれば、やはり、それに対して何をするのか、という部分がもう少しあってもいいのではないかと思う。先ほど清水委員が発言していた設置の話もそうだが、そこに対して後押しをする、何をするのかというのが見えてこない。当然各事業所は移行支援事業を行い、一般就労の方を輩出していかないと事業としては問題があるので、なるべく皆さん頑張ろうとすると思う。利用希望者が来れば利用希望者として受け入れるということはやっていくと思う。しかし、結局のところ各事業所頼みの結果がそこに載るだけなのかなというふうに思ってしまう。

なので、市としてそれが促進される後押しをする内容であったり、その辺の取り組みというのがあってもよいのかなと思う。

「施設入所者の地域生活への移行」もそうだが、これは要するに亡くなられた方がいらっしゃったから減ったとか、そういうことと受け取れる。そうなると何を取り組もうとするのか、実際、地域生活へ移行したい人について、誰をどういうふうに、情報としてつかむのかとか、そういう人をどのように促すのかというところがあってもいいのかなと思う。

それから「地域生活支援拠点等の整備」についてだが、例えば国有地の活用について具体的な進展はなかったということだが、そうなるとそれを活用しての面的整備という目標がどうなっているのかというところを教えていただきたい。逆に言うと、その見極めの時期であったり。結局、これは令和2年度末までの目標なので、逆算した検討の時期は必要なのかなと思っている。その辺りの経過とかを教えていただきたい。

事務局

確かに就労移行人数とかは、実績を挙げた中で、どのくらい市が取り組んでいるかという部分が未記載ということは、ご指摘があったとおりである。人数的なものについては、報告が上がってきたものを記載している。こちらは、国のほうの目標値から市の目標値を設定した中で決めているものだが、その取り組みについては、記載されてないというところがあることは認識したので、検討させていただきたい。

修正してまた確認してもらうという形が望ましい。

評価のところについては、管理シートの「評価（C）」に書いてある内容を、ご意見としてどのような感じで修正等を行うかというところを、「協議会等意見欄」に書かせていただくことになっているので、ご確認いただきたい。

地域生活支援拠点については、国有地の方で、現在まで進展はしていないが、不足する施設については、市有地も含めて今後検討していくことに

している。時期的なことはまだはっきりとしていないが、令和元年度中には一定の方向を出すということで進めているところである。

田中委員

地域生活支援拠点に関しては面積整備をするという話で、具体的に立川基地跡地の話は頓挫しているという話は伺ったわけだが、その先の見通しが見えないと思っている。もし、市で考えていることがあるのなら教えていただきたい。もともと不足している施設の整備のほうが先だというようなお話を伺っていた。要は、それが進まないと次が進まないとするなら、それがどうなっているのかというところを確認したい。

事務局

まず、地域生活支援拠点を整備するに当たっては、不足する短期入所だったり、あるいは生活介護だったりも一緒に合わせてやって、そこで相談支援を充実させながら、そこを基幹的にていきましょう、というのが最初の考え方である。

そうした中で、国有地について国有地の売却の考え方いろいろ変わったりした中で、社会福祉法人がそこで事業が出来るのかどうかということは、非常に微妙な状況になっている。

今後どのように市として考えていくのか。無理をして事業をやっていただき、その結果運営がおろそかになってしまうようでは本末転倒だと考えている。

そこで、別の考え方としては、土地はそこだけではないので、市内に使える土地があったら活用し、とりあえずそこが地域生活支援拠点とならないにしても、まずは不足しているショートステイだったり、生活介護だったり、あるいはその他の施設を整備することが可能かどうかという検討を今進めているところである。

「今年度中に」というのは、そちらのほうの解決はわれわれ主導でやっているので、どこを活用出来るのか、出来ないのか、活用出来ない場合はどうするかということは、一定の時期には報告することが出来ると思う。今年度中ということで考えていただきたい。

立川基地跡地の関係は市全体の話で、主管は保健福祉部ではないので、先がどうなるのかというのは、情報も少ない中、なかなか難しいが、事業の進捗が止まっているというのは事実である。当然、いろいろな課題がある。土地を持っている側の国の方で、こういうふうに変わる、こういうふうに変わる、という変わったところの点を聞いていくと、益々ハードルが上がっているという認識を持っている。

そういう考え方に基づいて、担当と連携しながら、どこかの土地を使って、そういうことが出来ないかという検討を今進めているところで、その結論を年度内に出したいと思っている。

(6) 昭島市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定におけるアンケート調査の実施について

事務局より資料6に基づき説明

西川委員

まず個別ではなくて総括的なご質問をしたい。集計や分析の仕方だが、従来は、身体障害、知的障害、精神障害の3分類だったが、第5期からそれを18歳以上、18歳未満にさらに分けている。特に障害の種別は、発達障害と精神障害と分けて、障害の種別を4分類でやらないと正確さを期せないと思うが、コンサルタントとの打ち合わせではどうなっているのか。

事務局

具体的には発達障害について、コンサルタントとは、まだ話はしてはない。

西川委員

必要な根拠を示したい。第5期障害福祉計画を見ていただきたい。9ページに、精神障害者保健福祉手帳の手帳所持者の推移が出てる。長瀬先生にお聞きしたいのだが、精神障害者保健福祉手帳所持者が、平成22年、23年、24年度は600人程度で推移しているが、平成25年度から大きく増えている。精神障害者が、統合失調症や、双極性障害という方に限定した場合、600人程度で来ていて、25年度が増えている分は、発達障害の方で精神障害の方が増えているのではないかと思ったのだが、専門家の立場から見て精神障害者の推移というのはどうか。25年度から増えている增加人数というのは発達障害ではないかと思う。

長瀬会長

統合失調症の発生率に関しては、古今東西を問わず一定であり、今も一定である。現在はうつ病が増えている。いわゆる会社に行けないとか、学校に行けないとか、そういう形のうつ病。

それと、ご指摘の通り、発達障害という病名が最近新しくできている。その発達障害の方々が、それも大人になってからの発達障害の方も増えていて、おっしゃるとおり、発達障害の方と、いわゆる感情障害、気分障害の方が増えている。10年前、精神科の疾患の方が300万人で、今は491万人である。データはそれを反映していると思う。

その内訳は、個人的な感覚では、うつ病の方と発達障害の方。発達障害の方はそれほど手帳を取っていないのかなと思う。気分障害の方のほうが多いのではないかと思う。

うつ病の方で手帳をもらう方も増えているのか。

増えている。

引き続き、設問で障害者手帳の種類を聞いて、その次に内訳がある。「あなたは精神障害か」等。疾患や障害別も調査している。よってこれで統計処理の際の前提としての数字は出る。精神障害の手帳を持っていても、発達障害に印を付ける人と、統合失調症に印を付ける人がいる。集計・分析の前提のデータとしては業者のところに入るとと思う。だから、発達障害が何名ぐらいになるか。例えば1,000名のうちの300名が発達障害で、700名が精神障害かもしれない。その辺をあいまいにしてしまうと統計処理の信頼性がおかしくなってくる。分けたほうがいいと思う。精神障害の方はこういう傾向がある、発達障害はこういう傾向、というように。それを一緒にして統計処理したときには、すごく見えなくなってくる。いかがが。

それはコンサルタントとまたどのような処理がいいかということで相談する。

事務局

アンケートとしてはあまり関係ないかもしれないが、性別が男性、女性だけというのは、このご時世どうなのかなと思う。精神障害の方で、LGBTの方等もいらっしゃる。

野島委員

今のご意見は、コンサルタントと検討させていただきたい。

28年度実施分の回収結果だが、2,000件配付して有効回収数が1,041件。有効回収率が52.1%。52.1%というのは置いておくとして、有効回収数が1,041について、それは今現在の手帳所持者調査対象に配るとして、一定の成果を得られる数なのかどうか。もし、最初は2,000を想定したが、結果的にこうなってしまったというのであれば、そのデータ自体の信頼性というのはどうなるのかなと思った。

事務局

田中委員

社会構想研究所です。率直に申し上げて、いろいろな母数との関連から言うと、基本的な考え方としては、500件あれば本質的には答えは出る。そこに基づいて行けば、有効回答数が何件かということについては、大きな問題ではないと思う。

社会構想研究所

信憑性としてはある、と考えていいということか。

田中委員

社会構想研究所

その通りである。

田中委員

了解した。それから、抽出するに当たって、無作為の抽出ということだが、障害の偏りはそこで考慮されているのか。即ち内訳に対して偏り。例えば、一つの障害に対して10%ぐらいあればいいのか。それが、要は、有効回収数が52%になってしまったときに偏らないのか。そこは、前回の結果から何か把握されているのか。

おそらく最初、無作為で抽出するときは、2,000の方を、この比率に基づいて、いろいろなクロスで考えて均一になるように抽出されているのだと思うが、回答がそうなるとは限らないのではないか。

例えば、50%ずつそれが集まつていれば、大丈夫かとは思う。それぞれ障害別で、比率で分けて4分の1とするならということだが、前回とか、そういうのは大丈夫だったのかというのを聞きたい。もし偏りがあるのであれば、そういうところを今回調整するのかなと思った。

事務局

前回、障害者別に25%を超えてくるかどうかはすぐに確認できないが、おそらくは、障害者ごとに抽出した中でどのぐらい回答が来たかというところは確認出来ればすぐ分かるが、資料がなくて申し訳ない。

了解した。

総括的なことについて調査会社の方に伺いたい。選択肢が十幾つとか、多いところは二十幾つある。その中から丸を幾つつけなさいという指示がある。丸が三つであったり、四つであったり。そういう数を限定しなくてはいけないという、何か原則があるのか。

私は、前回これに当たり、アンケートに回答したが、視覚障害の場合、目が見える人は何度も読み返せるからいいのだが、人に読んでもらいながら、記憶しながらついている。幾つつけたのか聞かなければならない。それを今度は削ったり増やしたりしなければいけないため、とても作業が大変だった。数は自由というのが一番やりやすい。何個でもいいからつなげなさいというのがやりやすい。統計の専門家ではないから分からないのだが、意味のあることなのか。

社会構想研究所

特別に選択肢を設けるということについて、三つまでとか、四つまでとかあるが、それについては重要度があると思われるものが該当する。要するに、多いと想定される答えがあり、それを主にして二つ、三つというような形で選んでいくという形になる。

西川委員

了解した。次に個別の意見を出したい。

問21、ちょうど参議院で、重度の障害者の方が当選し、通勤や仕事に公的支援が使えないということがにわかに話題になった。それを設問の選択肢に入れてはどうか。「通勤と仕事の介助に公的支援を」という項目を一つ加えてはいかがか。

次に問41、「差別解消を知っていますか」という項目がある。そこに、「内容を知っている、名前を知っている」だけでなく、「相談窓口を知っていますか」という質問を付け加えてほしい。

次に問48、「どんな施策が必要ですか」に、「差別解消の専門窓口の設置と、専門相談員の配置」という項目を選択肢に入れてほしい。差別解消の専門窓口は、今、昭島は市役所の職員がやっている。そうではなく、ほかのところに相談窓口と相談員を置いたほうが良いという項目が質問にあれば、ニーズが分かるので入れてほしいと思う。

事務局

了解した。今ご質問いただいたものを修正して再度送らせていただく。

それから、前回、アンケート調査として、事業所、団体にも調査をさせていただきました。次回の第2回の自立支援推進協議会のときに、そのアンケート調査につきましては議題として上げたい。

西川委員
事務局

それはどういうものか。

事業所に対するアンケートである。今回もあるので、この時期ではなく

て、次回3月の自立支援推進協議会のときに議題として上げさせていただく。

**西川委員
事務局**

当事者のほうのヒアリングもやっていただけのか。

当事者についても、ヒアリングをさせていただく。やり方については検討する。

3 その他

事務局

1点訂正をお願いしたい。資料5-4の1「障害児支援の提供体制の整備等」の目標等管理シートの中に、①「児童発達支援センターの設置」という記載があり、「昭島市児童発達支援センター」が「仮称」となっているが、名称が決まりました。「ホエール」という名前です。「評価（C）」のところはそのような形に変えて、全体も直せるところは直していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4 閉会

長瀬会長

以上で令和元年度第1回自立支援推進協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。